

## 平成27年度からの施設・事業等の認可手続きについて

## 1 子ども・子育て支援新制度における認可の考え方

- 子ども・子育て支援新制度では、児童福祉法及び認定こども園法に基づく施設・事業の認可については、「申請者の申請が適格」であり、かつ「開設場所が、教育・保育事業計画上、需要が供給を上回る状況(注)」であれば「認可をするものとする」とされている。

(注) 既存施設からの認定こども園への移行の場合は、需給調整上の特例を設定

- 機動的な供給を確保するとともに、全ての事業者に等しく参入の機会を確保するため、新制度における認可手続きについて、一定のルールを設定する必要があるのではないかと。

## 2 認可手続きにおけるルールについて(案)

- 機動的な供給の確保、全ての事業者に等しく参入の機会が確保されるよう、認可に関する事前協議期間を設け(3か月毎の区切り)、その間に協議があった事業者について、認可が可能かどうかの事前確認を行い、認可を行うこととする。計画で定める需要を超える認可の協議があった場合には設置場所、事業種別及び運営内容等に基づき順位付けを行った上で計画の範囲内で認可を行う。

## 【具体的なスケジュール】

月	4～6月	7月	7～9月	10月	10～12月	1月	1～3月	4月
事前協議	○		○		○		○	
意見聴取		●		●		●		●

- 需要を超える認可の協議があった場合における認可を行う事業者の順位付けにあたっては、計画で定める「確保に当たっての基本的な考え方」に基づき、次の考え方により行う。
- ・ 設置場所については、供給の確保の観点から設置の効果が最大限発揮されるよう、施設・事業の適正配置に留意する。
  - ・ 地域型保育事業の認可については、保護者が就学前までの間、安心して利用ができるよう3歳以降の受入を行う連携施設の確保に留意する。
- なお、計画上、需要に対して供給が不足している区域については、早期の供給の確保を図るため、計画で定める確保の年度にかかわらず、整備を進める。

(参考)

【確保に当たっての基本的な考え方】

- ① 保護者の就業等の家庭の状況などにかかわらず、幼児期の教育・保育を受けることができる認定こども園への移行を引き続き推進し、これにより、教育・保育の必要量を確保することを基本とします。
- ② 社会資源の有効活用や、待機児童への迅速な対応の観点から、施設の新設よりも既存施設の認定こども園への移行や定員増による対応を優先します。
- ③ 3号認定に係る保育ニーズについては、0～2歳のみを対象とする地域型保育よりも、0歳から就学前までの間、継続利用が可能な施設による対応がより望ましいと考えられることから、認定こども園などの教育・保育施設による対応を優先します。それでも不足する場合には、地域型保育事業により対応することとしますが、その場合には、保育従事者のすべてを保育士とする小規模保育事業（A型）を活用します。
- ④ 3号認定に係る保育ニーズ（特に0歳児）については、本市独自の施設である待機児童園での受け入れを引き続き実施することにより、育児休業からの円滑な復帰の支援を図ります。